米価引上げ要望を決議

六月定例議会
会期中、婦人会が傍聴

村議会六月定例会は、六月六日招集され一週間の会期を定めて、その間一般質問、議案審議行政事務調査を行ない、六月十三日閉会しましたが、会期中婦人会員が終始傍聴したこともあり、会議はより充実感がありました。

まず開会初日は、村政に対する一般質問があり、十名が質問に立って主に小学校跡地対策、道路、農政、都市開発、水道問題のほか、村有財産、保育所等々について執行部に質問しました。

二日目は、提案された一般会計補正予算、村税条例一部改正（専決）、助役、収入役選任、小学校体育館契約等々の議案は、いずれも原案どおり可決されました。

その後、各常任委員会は、村行政が当面の課題としている学校統合、畜産フン尿対策道路整備等の所管事項に分かれ、新潟市、中之島村、湯之谷村の先進地および村内をそれぞれ調査研究し、その結果を各委員長から報告されました。

なお、これより先に、学校給食（リジン添加）について緊急質問があり、次いで議会厚生経済委員長から「昭和五十年産生産者米価大巾引き上げ要望決議案」が動議として提出され、別掲のとおり原案どおり決議されました。

昭和五十年度
生産者米価引き上げ要望決議

国民食糧の安定的確保と、地域の特性を活かし、本村農業は、基幹作目である水稲を昨今の異常な経済情勢下にあっても、国民の主幹食糧として責任と誇りをもって良質多収の生産に励んできた。

農産物価格安定の確立強化は、生産コストを十分考慮され、農業者が農業生産によって自立できる所得補償がなければ、深刻化する世界的食糧危機打開と、我が国食糧の自給達成は、まことに憂慮されるものがある。

よって、政府にあっては、本年産生産者米価の決定に当っては、昨年度の他産業労賃の大巾引上げならびに農業生産資材の異常高騰を十分に反映した生産者が納得する米価の実現を強く要望する。

以上決議する。

昭和五十年六月十三日

横越村議会

助役に 建部利彦氏

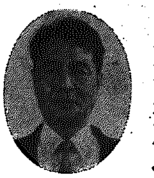

六月七日任期満了により退職した田村清次郎氏の後任として、企画課長の建部利彦氏が助役に起用され、六月九日付就任しました。

建部氏は、大正十五年生れ四十九才、旧海軍兵学校卒。昭和二十六年から役場に勤務産業経済・総務・企画各課長を歴任。

収入役に 長瀬平太郎氏

六月十六日任期満了した収入役の長瀬平太郎氏は、引続き起用され六月十七日付三期目の収入役に就任しました。

長瀬氏は、大正五年生れ。五十九才、高小卒。議会議員を経て昭和四十二年から現職

選挙事務室開設
電話二一〇九番

農委選に関する問い合せは選挙事務室へどうぞ。場所は役場二階です。

工事の安全を願って
統合小体育館起工式

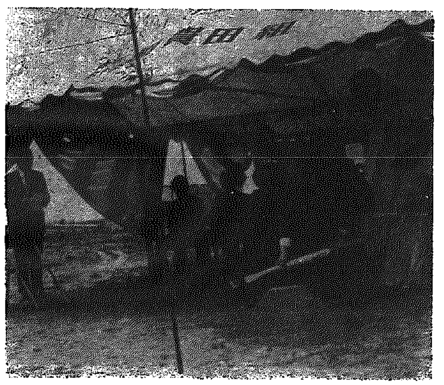

統合小体育館の建築工事はいよいよ着工の運びとなり、さる六月十六日、村当局、建設整備委員、加賀田組、中央設計等の関係者が列席し、簡素ながら厳粛に起工式を行ないました。

工事期間は、六月十日から十一月二十日までとなっています。

なお、基礎杭は、校舎建築で採用したコンクリートの現場打ちのため、騒音は発生しない見込です。

公民館長に 田中郁郎氏 三選

六月三十日付で任期満了になる横越村公民館長並びに副館長の人事について去る六月二十八日公民館運営審議会が開かれ検討された。

席上、間教育長から公民館長に田中郁郎氏と同副館長に角田夏男氏をすい選したいとの提案があった。

運営審議会は、この提案をうけて検討した結果、両氏の館長、副館長の就任に万場一致で同意を得た。

なお、両氏の正式任命は、七月教育委員会で行われる。

消費生活講座開催 あんない

1 日時　七月三十日（水）午後一時三十分から
2 場所　横越村公民館
3 研修内容　食品の上手な買い方
4 講師　準看護婦学校講師　米山　淳子

人権擁護委員に 岩橋光御氏

六月一日付で岩橋氏（川根谷内）が法務大臣から引き続き人権擁護委員に委嘱されましたのでお知らせします。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由・人権・思想の普及高揚を図るためおかれているものですが、次の問題でお困りの方は、相談は無料で、秘密は絶対にもれませんから安心して、気軽に申出ください。

◻相談の問題
- ◎私的制裁
- ◎人身売買
- ◎村八分
- ◎教育をうける権利の侵犯
- ◎強制圧迫
- ◎酷使虐待
- ◎差別待遇
- ◎生活権の侵犯
- ◎その他お困りの問題

◻連絡先
大字横越川根内（妙蓮寺）
電話二三〇七番
有線二三一二番

LPガス（プロパン）は
メーター取りつけを

LPガスを家庭用・業務用などの燃料として使用する場合は、電気・水道・都市ガスなどの使用方法と同じように、メーターを取りつけて、使用しなければなりません。

このことは、液化石油ガス法で次の消費者を除き、昭和四十八年二月一日からメーターを取りつけて使用することが決められています。またその後四月一日付で同法の一部が改正され、メーターを取りつけなくともよい消費者が追加されました。

なお、これらの内容について取引をしている販売店から説明がなされていると思いますが、販売店とよく相談し、メーター制による販売についてご理解ご協力を願います。

メーターを取りつけなくとも使用できる消費者

①二十瓩以下（八瓩入容器以下）の小型容器を使用する少量消費者。

②焼きいも屋など屋外を移動する設備で使用する消費者

③通産大臣が特に認めた消費者（山小屋など、特別な使用状態の消費者）

以上、①②③が二月一日から。

④従来からLPガスを使用している消費者で、昭和五十一年三月三十一日までに都市ガスへ転換が確実である消費者。

⑤昭和五十年四月一日以降、新しく購入契約を締結し、LPガスを使用する消費者で、契約日から一年以内に都市ガスへの転換が確実な消費者。

⑥一か月の平均消費量（昭和49・9・15～50・3・14までの六か月間の平均消費量）が六瓩以下であり、使用している容器の大きさが十瓩入容器である消費者（昭51・3・31までメーターの取りつけが猶予される）、しかし、昭和五十一年四月一日以降は、小型容器に換えるか、メーターをつけるかいずれかにしなければなりません。

以上。④⑤⑥が四月一日から。

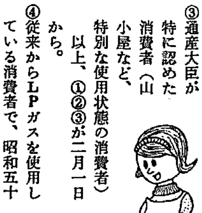

ヘルメット 「7月1日から」
自動二輪は必らず着用

道交法の一部が改正され、七月一日からは、時速40粁以上の最高速度の定めがある道路でオートバイを運転する場合は、必らずヘルメットをかぶらなければならなくなりました。

ヘルメットをかぶらずに運転すると、違反点数が一点加算され乗せてもらった人もヘルメットをかぶらないと、運転した人が更に一点加算されます。

運転者も乗せてもらう人も自分自身の安全を図るため必らずヘルメットをかぶりましょう。

人権コーナー

忘れていませんか？ 幼児の人権を

「赤ちゃん受難」―焼かれ、絞められ、捨てられ（49・4・19読売新聞）

母親が幼児を目に入れても痛くないと感じたり、また子の生長を生きがいに思うことは母性の美しい本能とされていました。ところが近頃では、若い母親の中にはこの母性愛を放棄して、女性としてのみ生きようとする人が激増しているようです。新聞には毎日のように異常とも思われる悲惨な記事がのっています。

もともと幼児にとっては母親の愛情に満ちた家庭保育が最も望ましいのであって、その中でこそ幼児の安定した情緒が育成されるのではないでしょうか。

このようなとき あなたなら どうしますか

（事件のあらまし）

A男とB女夫婦には生後八か月の長男Cがいますが夫婦仲が悪くなったためB女が家出。そのためA男は会社へ出勤するに際し、長男を居住アパートの室内にただ一人で放置したまま外から施錠して出かけ、帰宅するまで誰れも世話のできない状態にしていました。

（委員の活動）

このことを知った人権擁護委員は、ただちに県中央児童相談所と連けいをとり児童福祉司とともに、A男に対して、幼児の健全な心身の発育をはかるうえで、このような措置は、はなはだ不当であることを説き、適当な近親者か養護施設へ預けるよう説得を続けた結果A男は叔父夫婦へ長男を預けることになりました。

（新潟人権擁護委員協議会）

不在者投票の活用を

投票日に所用等のため、投票所へ行くことができない方、および重度身体障害者については、不在者投票ができますので、棄権しないで活用してください。

不在者投票のできる期間は、選挙の告示日から、投票日の前日までです。

ただし、重度身体障害者の不在者投票、（郵便による不在者投票）は投票用紙および封筒の請求は投票日の四日前までにしなければなりません。